

○国債の発行等に関する省令第五条第二項に規定する財務大臣が別に定める基準を定める件

平成十六年七月九日

財務省告示第三百十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第二項の規定に基づき、財務大臣が別に定める基準を次のように定める。

国債の発行等に関する省令（以下「発行省令」という。）第五条第二項に規定する財務大臣が別に定める基準は、入札参加者が次のいずれにも該当することとする。

- 一 前々四半期の初日以降に入札の方法並びに発行省令第四条に規定する国債募集引受団との間に国債の募集及び引受けに関する契約を締結する方法（次号において「シ団引受」という。）により発行されたすべての国債（国庫短期証券を含む。以下同じ。）について、財務大臣が別に定めるところにより、それぞれの入札（発行省令第五条第八項第五号及び第六号に規定する入札を除く。）において、発行予定額に応じた責任割合（次の算式により算出した割合（一未満の端数があるときは、その端数は切り上げ

る。()をいう。)を乗じた額以上に相当する額の応募を行っていること。

$$\text{申込書中割合} (\text{パーセント}) = \frac{100}{n}$$

この場合において、

n は、前々四半期の初日時点の国債市場特別参加者（発行省令第五条第二項に規定する国債市場特別参加者をいう。）の数

二 前四半期及び前々四半期に入札の方法及び引受により発行されたすべての国債について、次に掲げる区分ごとの国債の発行額の合計額のうち、当該区分ごとの国債の募入額（発行省令第五条第八項第五号及び第六号に規定する入札における募入額を除く。）及び引受額の合計額の占める割合が、それぞれ次に定める割合以上であること。

イ 利付国庫債券（四十年）、利付国庫債券（三十年）、利付国庫債券（二十年）及び利付国庫債券（変動・十五年） 一パーセント

ロ 利付国庫債券（十年）及び利付国庫債券（物価連動・十年） 一パーセント

ハ 利付国庫債券（五年）及び利付国庫債券（二年） 一パーセント

ニ 国庫短期証券 ○・五パーセント

三 国債流通市場に十分な流動性を提供することができると認められる者であること。

四 財務省に対し、国債流通市場の動向その他の財務省の国債管理政策の策定及び遂行に関し必要となる十分な情報を確実に提供することができると認められる者であること。

（最終改正 令和四年財務省告示第九十四号）